

## 大竹市監査公表 第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、総務部総務課、健康福祉部福祉課、建設部監理課、建設部土木課、選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会に係る令和7年度事務事業の執行状況等を対象として定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和8年4月27日

大竹市監査委員 薬師寺 基夫  
大竹市監査委員 西村 一啓



# 監 査 結 果 報 告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

## 2 監査対象事務

令和6年度、7年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般行政事務の執行全般について監査を行った。

なお、事業の検証のため必要なものについては、過年度分も監査の対象とした。

## 3 監査の実施方法

書類帳簿一覧表から抽出した書類を閲覧するとともに、必要に応じて関係職員に対する聴取や実地調査などの方法により実施した。

## 4 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

## 5 総括意見

### ○文書事務に関する事案について

過年度より監査結果報告において指摘している文書事務に関する事項について、いまだに改善がみられていない状況であった。

各部局長におかれては、文書管理の実態を点検し改善するよう指示されるとともに、文書事務取扱責任者(課長)及び文書取扱主任(庶務係長)から所属員に対して、不適切な公文書取扱の改善を指導徹底し、留意事項や手引等を参考に行政文書の適正な処理・管理に努められたい。

また、総務課においては、新規採用職員や採用から年数の浅い職員に対し文書取扱研修を実施するとともに、文書管理の目的、重要性の周知に努められたい。

なお、指摘事項を具体的に列挙すると、

- ・ 保存文書の目次が作成されていない事案
- ・ 起案文書伺い文の『起案・決裁・施行・完結』の日付欄が未記入となっている事案
- ・ 上司の決裁を受けているにも関わらず起案文書の案文に訂正印もなく鉛筆で手書き修正されている事案
- ・ 文書收受印が押印されていない事案
- ・ 文書收受後に上司までの回覧がなされていない事案
- ・ 代理決裁後、決裁権者に報告又は決裁権者の閲覧(後閲)に供していない事案
- ・ 付箋のメモ書きがそのまま簿冊に綴じられている事案
- ・ 申請書等が消せるボールペンで記入されていたものを受付けている事案等、市が定めた全庁共通の『文書事務取扱のルール』が遵守されていない事務処理である。

## ○随意契約について

大竹市契約規則第18条において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。(1) 予定価格が200万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。」とされている。また、第19条第1項において、「随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき(単価契約を締結しようとするときは除く。)は、見積書の徴取を1人の者からとすることができる。(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を1人に特定せざるを得ないとき。(3) 施行令第167条の2第1項第1号に該当する契約(第18条第1号に掲げる場合の契約及び物品の購入に関する契約を除く。)を締結するとき。」とされている。

令和7年度の監査の結果、2人以上の者から見積書の徴取が必要にもかかわらず、1人の者の見積書のみで随意契約をしている事例が数多くみられた。これは大竹市契約規則に反しており、公正性、透明性の確保の観点からも不適切な事務処理である。

随意契約を行う場合は、地方自治法施行令、大竹市契約規則を遵守し、契約金額の妥当性を客観的かつ総合的に判断し、理由を明確にした上で事務処理をされたい。

各課に関する指摘事項等については次のとおりである。

# 監査結果報告

## 1. 監査の対象

総務部 総務課

## 2. 監査の実施期間

令和7年10月15日から令和8年3月26日まで

## 3. 監査の場所

監査事務局

## 4. 管掌事務

総務課は、総務係と職員秘書係で組織されている。

総務係は、「市議会の招集、議案等の総括に関すること」、「条例、規則、訓令等の調整及び審査に関すること」、「文書の收受及び発送並びに保存及び廃棄に関すること」、「庁舎及び構内の管理及び取締りに関すること」などの事務を担っている。

職員秘書係は、「人事の総括に関すること」、「職員の定数及び配置に関すること」、「職員の給与及び勤務条件に関すること」、「職員の福利厚生及び保健衛生に関すること」などの事務を担っている。

## 5. 指摘要望事項

### ○総務係

#### 1 庁舎及び構内の管理及び取締りに関すること

##### (1) 随意契約について

令和6年度と7年度の庁舎等管理業務において、建築営繕、電気、設備に関する小規模工事では、受注業者に偏りがみられた。公共工事に対し、疑念を抱かれないよう公平・公正な発注をされたい。

また、3階と5階の小便器取替工事を行っているが、内容と工期がほぼ同じであるにもかかわらず、小規模工事として分割発注されていた。1階と4階の軽量鋼製ドア取替工事についても同様である。契約の透明性、経済性を図り適正な事務処理をされたい。

##### (2) 工事予定価格の決定について

大竹市契約規則第18条の3に規定されているとおり、随意契約による少額工事を発注する場合においても予定価格を定めなければならない。

しかしながら、総務係では1者のみの見積もりを参考にしていたことから、市場価格の反映や競争性を考慮した予定価格を決定することは困難であったと考える。適正な契約事務の遂行に努められたい。

## ○職員秘書係

### 1 人事の総括に関すること

#### (1) 時間外勤務について

大竹市特定事業主行動計画には、「行財政システム改善推進本部会議で時間外勤務状況の報告を行うことで時間外勤務管理意識の徹底を図ります。所属長は職員の時間外勤務状況を定期的に把握するとともに、時間外勤務の多い職場の所属長は業務遂行体制の工夫・見直しを進め…」とあるが本部会議の記録には報告がみられなかった。また、時間外勤務の多い部署に偏りがみられた。

所属長に対しては、職員の業務内容を把握するとともに、健康管理等の観点から、特定の職員に業務が集中しないよう対応することを依頼されたい。

#### (2) 随意契約について

大竹市契約規則第19条第1項では、「随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（単価契約を締結しようとするときは除く。）は、見積書の徴取を1人の者からとすることができる。」とされている。職員採用試験に係る委託契約は、単価契約であるにも関わらず見積書は1人からの徴取のみであった。規則等に従った契約事務の遂行に務められたい。

# 監 査 結 果 報 告

## 1. 監査の対象

健康福祉部 福祉課(組織名は監査時点とした)  
保育所・認定こども園、子育て支援センター

## 2. 監査の実施期間

令和7年10月15日から令和8年3月26日まで

## 3. 監査の場所

監査事務局、大竹保育所(旧本町保育所)、にじいろこども園

## 4. 管掌事務

福祉課は、障害福祉係、児童係、こども家庭支援係、保護係の4係で組織されている。

障害福祉係は、「身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・発達障害者支援法に関すること」、「障害者に係る福祉諸事業に関すること」、などの事務を担っている。

児童係は、「保育所・認定こども園・家庭的保育事業等・認定外保育施設・病児・病後児保育事業に関すること」、「児童手当・児童扶養手当に関すること」などの事務を担っている。

こども家庭支援係は、「児童の虐待防止・母子及び父子並びに寡婦福祉・家庭児童相談・子育て支援情報の提供に関すること」、「児童館・地域子育て支援拠点・ちびっこ広場・こども計画等の策定に関すること」などの事務を担っている。

保護係は、「生活保護法に関すること」、「生活困窮者自立支援法に関すること」などの事務を担っている。

## 5. 指摘要望事項

### ○障害福祉係

#### 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する こと

##### (1) 委託業務事務について

大竹市障害児等日中一時支援事業委託業務において、業務完了届の受付処理や回覧がされていない事例、業務完了届が提出されていないにもかかわらず

ず、完了検査調書が作成されていた事例がみられた。適正な事務の執行に努められたい。

また、契約締結にあたり大竹市障害児等日中一時支援事業委託契約書には、契約保証金の免除項目があるが、何に基づいて免除しているのか不明である。起案等には根拠となる条項を記載されたい。

## ○児童係

### 1 保育所に関すること

#### (1) 危機管理について

給食の異物混入に対しては、綿密な点検作業や迅速な対応を行っており、重大な事故を未然に防止していることが伺えた。

しかしながら、事故報告に関しては状況写真を添付していない事例が散見された。また、業者に対し口頭注意をしているが、どの職員がいつ、誰に対して行ったのか記載されていない事例もみられた。引き続き、事故防止を見据え、発生事案を共有するとともに報告書には処理対応等を詳細に記録されたい。

なお、給食における異物混入は重大な事案になるケースも想定されるため、事故を公表するレベル等、対応策を事前に整理されたい。

#### (2) 土地の賃貸借について

区分割りや整備された駐車場の賃貸借契約では、印紙税の課税対象とはならないが、そうでない場合は「土地の賃貸借」と見なされ課税対象となる。

令和7年4月1日に契約締結した大竹保育所（旧本町保育所）用駐車場の賃貸借契約は、駐車場として整備されている区画と、未整備の更地を併せた契約であるため、税額に相当する収入印紙を貼付する必要があるがされていなかった。

契約締結時には、契約内容から印紙税の要否を判断し、適切な対応をされたい。

#### (3) 給食衛生管理マニュアルについて

現在の保育所給食業務は、平成29年8月に改訂された「大竹市保育所給食衛生管理マニュアル」に従っているが、近年は新型コロナ肺炎の流行や夏の異常高温など、新たなリスクが発生している。

これらのリスクを排除し、安全な給食を提供するためにも、所長をトップとした関係者全員でリスクアセスメントの実施や国が示す指針等の確認を行い、継続的なマニュアル更新に努められたい。

#### **(4) 大竹保育所及びにじいろこども園の实地監査について**

大竹保育所（旧本町保育所）及びにじいろこども園の实地監査を行った。各種帳簿はおおむね適正に管理されており、施設の安全管理、避難訓練など随時行っていることを確認した。なお、子育て支援センターは聴取票で確認し、適正であると認めた。

### **○こども家庭支援係**

#### **1 地域子育て支援拠点に関する事**

##### **(1) 委託業務について**

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を持つ労働者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業である。

市では、事業の委託者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として、大竹市社会福祉協議会と随意契約をしている。しかし、この事業は全国的に広がりが見られていることから、業者選定にあたっては一般公募方式等の検討もされたい。

また、障害福祉係の委託業務事務でも指摘しているが、契約書の契約保証金免除項目は、根拠となる条項を記載されたい。

### **○保護係**

#### **1 文書事務について**

福祉事務所の業務は、大竹市福祉事務所設置条例、福祉事務所長委任規則及び職務権限規定第24条の規定によって、直属の課長が専決している。しかしながら大竹市事務組織規則では福祉事務所の庶務に関することは地域介護課地域支援係の担当となっている。

保護係が管理している文書類は、全て福祉事務所として受付されており、発文は福祉課長と福祉事務所長が混在している。適切な文書処理をされたい。

庶務一件の簿冊内に警察署等からの捜査関係事項照会について回答が綴られている。文書は個人情報等を有するものであるので取扱いや保管については、細心の注意を払われたい。

# 監 査 結 果 報 告

## 1. 監査の対象

建設部 監理課

## 2. 監査の実施期間

令和7年10月15日から令和8年3月26日まで

## 3. 監査の場所

監査事務局

## 4. 管掌事務

監理課は、契約係、地籍用地係の2係で組織されている。

契約係は、「入札参加者の資格審査及び指名に関すること」、「工事（少額のものを除く。）の入札、契約及び台帳整備に関すること」、「物品（少額のものを除く。）の調達及び処分並びに物品の調達に係る単価契約（全庁に跨るものに限る。）に関すること」、「業務委託等（随意契約のものを除く。）の入札及び契約に関すること」などの事務を担っている。

地籍用地係は、「事業用地の取得に関すること」、「岩国大竹道路に関すること」、「大竹市土地開発公社に関すること」、「普通財産の管理及び処分に関すること」、「地籍調査に関すること」などの事務を担っている。

## 5. 指摘要望事項

### ○契約係

#### 1 入札参加者の資格審査及び指名に関すること

##### (1) 公共工事の総合評価方式について

令和7年度に市営白石2・3号アパート排水ガス設備改修工事が総合評価方式の対象となり、令和7年6月6日に落札者決定基準が決定されている。

しかしながら、同月16日に落札者決定基準が急遽変更されているが、変更理由が不明である。起案には変更の経緯及び要旨等を記載されたい。

なお、総合評価方式は、市のホームページで制度の概要に加え、落札者決定基準の案を示している。公共工事の受注希望者は、発注機関が公表する入札条件等を参考に受注計画を行っていることから、基準等を変更した場合は速やかにホームページの更新をされたい。

## ○地籍用地係

監査の結果、文書取扱い等で口頭指摘を行ったが、おおむね適正な事務処理がなされていると認められる。

# 監 査 結 果 報 告

## 1. 監査の対象

建設部 土木課

## 2. 監査の実施期間

令和7年10月15日から令和8年3月26日まで

## 3. 監査の場所

監査事務局

## 4. 管掌事務

土木課は、管理係、維持係、工務係の3係で組織されている。

管理係は、「道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の管理に関すること」、「港湾施設、漁港施設及び海岸の管理に関すること」、「道路、水路等の境界確定に関すること」などの事務を担っている。

維持係は、「道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の維持に関すること」、「砂防施設、急傾斜施設、港湾施設、漁港施設、海岸、農林土木施設の維持に関すること」などの事務を担っている。

工務係は、「道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の新設改良に関すること」、「砂防施設、急傾斜施設、漁港施設、海岸、農林土木施設の新設改良に関すること」、「災害復旧に関すること」などの事務を担っている。

## 5. 指摘要望事項

### ○管理係

#### 1 道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の管理に関すること

##### (1) 河川水路溝渠等占用等について

令和6年度の水路占用料未納者に対して納付書の再発行は行っているが、督促状の発送や対応状況の記録がみられなかった。滞納者に対してどのような対応を行ったか係内で共有できるよう記録簿を作成されたい。

道路占用廃止届、河川水路占用廃止届が提出された際、撤去前の写真が添付されているだけであった。大竹市道路占用規則第8条においては、「…市長に届け出て、道路管理の職にある市職員の検査を受けなければならない。」とされているが、検査の記録が見当たらなかった。適切に処理されたい。

## ○維持係

### 1 道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の維持に関すること

#### (1) 道路占用許可について

道路占用料の減免については、大竹市道路占用料徴収条例第4条の各号の一に該当すれば減免することができるかとされているが、減免事由が空白のまま減免をしている事例、減免申請事由と許可事由が違っている事例、減免申請がないにもかかわらず減免している事例等がみられた。

道路占用工事が完了しているにもかかわらず、道路占用工事完了届が未提出である事案が散見された。これは工事完了検査ができないだけでなく施工での瑕疵による事故を防ぐことが困難となる。道路工事施行承認においても届の提出がないものなどがみられた。

道路占用許可証には、現地状況に応じた許可条件として、一般条件と特記条件を記載している。工事完了時に提出された写真での判断となるが施工不良とみられる箇所が散見された。このよう状況では道路の耐久性不足だけでなく、通行支障が生じる恐れが懸念される。

担当係においてはこれらの様々な事例に対して適切に対応、指導をされたい。

#### (2) 支払費目について

道路舗装や側溝清掃などを行う環境維持施工工事・業務は、工事請負費や手数料で支出している。書類を確認したところ、倒木処理、側溝清掃、草刈り作業等役務の提供による業務が工事請負費で支出されていた。適正な費目で支出されたい。

## ○工務係

### 1 道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の新設改良に関すること

#### (1) 大竹市橋梁長寿命化修繕計画について

大竹市橋梁長寿命化修繕計画は、5年毎に実施する定期点検の結果を受け、補修等により老朽化した橋梁の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す計画である。

なお、計画書では老朽化対策の優先順位として、橋梁の健全度に加え道路種別も重要な要素となっていることから、修繕計画の更新に際しては、1級・2級市道の道路種別の検証や小規模な橋梁構造物の廃止等、将来発生する維持管理の軽減に努められたい。

## **(2) その他の計画について**

大竹駅周辺地区バリアフリー基本構想、大竹市自転車活用推進計画等においても、関連計画との整合性を図り計画更新等の検討をされたい。

## **(3) 過去の指摘事項について**

令和2年度の定期監査・行政監査において、「園児等子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保について」ホームページで公表すると報告していたにもかかわらずされていなかった。令和4年には、にじいろこども園が開園したことから、早急に対策必要箇所の確認を行われたい。

# 監 査 結 果 報 告

## 1. 監査の対象

選挙管理委員会事務局

## 2. 監査の実施期間

令和7年10月15日から令和8年3月26日まで

## 3. 監査の場所

監査事務局

## 4. 管掌事務

選挙管理委員会事務局は、地方自治法第181条に基づいて設置された委員会の事務を補助するため、大竹市選挙管理委員会規程により設置され、事務局長（総務課長が併任）及び3名の書記（うち2名は総務課職員が兼務）で事務の処理にあたっている。

選挙管理委員会の委員の定数は4名で、公職選挙法等関係法令により、その権限の属する選挙事務等の管理を行っている。

監査の結果は、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

# 監査結果報告

## 1. 監査の対象

固定資産評価審査委員会

## 2. 監査の実施期間

令和7年10月15日から令和8年3月26日まで

## 3. 監査の場所

監査事務局

## 4. 管掌事務

固定資産評価審査委員会は地方税法第423条に基づいて設置された機関であり、議会の同意を得て委員3名が市長から選任されている。

主に固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行っており、総務課及び産業振興課の職員2名が兼務で事務の処理にあっている。

監査の結果は、おおむね適正に事務処理されていると認められた。